

平成26年第1回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成26年3月17日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 5 1 番 佐 藤 厚 潮 君 （P 71～ P 76）

No. 6 1 1 番 矢 吹 利 夫 君 （P 77～ P 80）

No. 7 1 4 番 後 藤 功 君 （P 81～ P 89）

追加日程第1 放射能対策特別委員会委員の選任の件

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
教育委員長	菊池千代子君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（鈴木宏始君） なお、本日は説明のため教育委員長が出席しておりますので、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。

それでは、通告第5、1番佐藤厚潮君の一般質問を許します。1番佐藤厚潮君。

◇1番 佐藤厚潮君

1. 教育行政について

○1番（佐藤厚潮君） 1番佐藤厚潮です。通告に従い一般質問させていただきます。

私は、先日の議会議員補欠選挙におきまして多くの皆様からご支持をいただきまして、当選することができました。その際にマニフェストとして幾つかの公約を掲げましたが、その中の教育に関する問題は行政の仕事の中で最も重要な仕事の一つだと思っております。

それで、本日は教育委員会の改革と徳育の教科化について一般質問させていただきます。

西郷村の教育行政については、学校教育、それから教育行政の点検及び評価の結果という公表されているものから見てもわかるとおり、保護者や地域住民から高い評価を得ております。

また、その結果を住民にもわかりやすく、また理解しやすいような方法で公開しております。これは、すべての市町村で行われていることではないというのも理解しておりますので、私は高く評価しております。

また、先日、新聞に西郷村の生徒がこの春、京都大学に合格したという記事が載っておりましたが、これも、村の学力向上のための教育施策が結実したのではないのでしょうか。私は、これはひとえに教育関係者の努力の賜物ではないかと思っております。関係者の皆様には敬意を表したいと思います。

ただ、現在、自民党や政府では教育行政、特に教育委員会の改革の必要性を声高に叫んでおります。それは一体なぜなのでしょう。その理由は、教育委員会には以前より隠蔽体質があるからだとか、問題が起きたときに迅速な対応がとれないからだとか、また教育委員会があるために学校が自主的な運営ができていないとか、学校の担当者に責任感がないのは、人事権や予算に関する権限がないからだとか報道されています。実際はどうなのでしょう。私は西郷村の教育委員会はそのような問題があるようには見えないのですが、全国の教育委員会と同様に問題が西郷村にもあって、改革が必要なのでしょう。教育長の見解を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

お話ありましたように今、教育委員会制度の改革のことが話題になっております。国をはじめ、各政党、あるいはいろいろな審議会、そして有識者会議などで、このことが議論されております。マスコミも機会多く報道しておりまして、国民の皆様の関心も高い案件、そういうふう認識しております。

与党案が示されるなど、今動きが確かにございます。詳細については、まだまだはっきりしない点があったりしまして、時期を含めて明確にはなっておりませんが、今後注視していく必要があるというふうに思っております。

どういう改革、あるいはどういうこの改革の必要があるのかという趣旨のお尋ねでございます。結論から申し上げます、指摘されているようないわゆる大津のいじめの件などをはじめ、指摘されているような心配が出て、そのことが話題になっているのは確かでございます。隠蔽体質の話もありましたし、迅速な判断と教育委員会の行動、そういうことについてのお話もありましたが、西郷村を考えてみますと、西郷村でこの現在ある教育委員会の体制は60年続いてきました、一部そういう話がありますけれども、民意を受けて、そして教育行政を進めていくという現行の制度、その大枠は西郷村もそっくりそのまま実行しておりまして、そういう点からは、この改革、私は大きく今、西郷村にとって必要というふうには実は考えておりません。選ばれている教育委員の合議により教育委員会の意思を決定して、そのもとで教育行政を進める、もちろん委員は議会の同意、村長さんの任命を受けてなっているものでありますので、その中でよかれと思うことを審議をしながら進める、そういう体制にとって、私は何かと大きく変える必要というのは考えてはおりません。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君の再質問を許します。

○1番（佐藤厚潮君） 教育長のご見解をいただきましたので、理解することができました。

今と同じ質問を任命権者である村長のご意見もお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

私も教育長答弁と同じことを思っております。今回いろいろな改正の議論、あるいは報道等がありますが、最終的には組織よりも人であろうというふうに思っております。人がこの組織を使って、あるいは人は組織の中で、そういったことで教育に当たる。教育自体はまさしく崇高なことでありまして、私はずっとこれまでたびたび申し上げてきましたが、教育というのは人をつくっていくことであります。それは一朝一夕にはできません。よく教育15年、20年、結論は出ない、そう簡単には、と言われてきました。よって、また人間の頭脳、機微に関する、喜怒哀楽、現在の科学をもってできるものではない。それを素性に、望ましい人に仕立て上げるという努力は、なかなかその教育をする立場になる苦しみ、あるいは能力、またそれだけの資質

を備えた方にやっていただくということしかないのではないかなというふうにも思っております。

やはり組織よりもまず人がどう動いてということだろうと思っておりまして、現在、答弁にありましたとおり、西郷村においていろいろな問題が表沙汰になったりということは他よりは本当に少ないわけでありまして、まことに議員申されましたように進学の問題とか、あるいは公開の問題とか、望ましい方向に行っているというふうには思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番佐藤厚潮君。

○1 番（佐藤厚潮君） ただいまのお二人の答弁で、大体のことは理解できました。

ということで、西郷村では現在そのような問題が起きていないということだと思えますが、ただ改革という形で、これは国で進めていることですので、それに合わせて、国で決まってから考えるということではなく、その前に早目に検討しておくというのは必要かなと思います。ただ、現在の状況、例えば学校の関係者、親御さん、保護者を含め、関係者と当局、教育委員会であるとか学校が関係が良好だということでもあると思っております。ただ、それですべて関係がうまくいくというのも、安心していてもいけないということがあります。

というのは、今年の1月に中学1年生の女子、これは山形県天童市のことですが、中学1年生の女子がいじめが原因のようですが、新幹線に飛び込んで自殺を図るという事件がありました。その後、市の教育委員会では原因を究明するために、第三者委員会を設置しようとしてその人選をしていたところ、その保護者の同意を得られなかったということで、今まだ第三者委員会を設置できていないという報道がありました。それまでは良好な関係であった学校、教育委員会とPTAの関係が、このような事件を発端にしてこじれてしまったということです。

私は、これは本当に悲しいことだと思います。子どもの命が亡くなっただけでなく、そのことでその子どもを取り巻く大人が争う、そんなことが起きてしまったということだと思うんですが、私はそういうことをなくすため、起きないようにするためには、常日ごろの信頼関係だと思います。教育にかかわるすべての大人が信頼関係で結ばれていれば、そんなことは起きないのではないかと思っております。ぜひ西郷村ではこのようなことが起きないように、信頼関係を築いていってほしいと思います。

また、学業もさることながら、教育の面では命の大切さも教えなければいけないと思えます。

また、いじめをなくすためにもそのための規範意識を持たせたり、それから人の道を教える道徳の授業も、私はもっと今以上に必要ではないかと考えておりますが、今、徳育の教科化ということで道徳の授業を教科にしようという動きもあります。現在西郷村で行われている道徳の授業についてお伺いたします。時間数、それからどのような教材を使っているかということ、教育長にお尋ねいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、教育委員会制度のことで付け加えて申し上げておきたいと思います。

ご存じのとおり、教育委員会制度、戦前、戦中、いろいろありましたことの反省を踏まえて、民意を大きく、深く取り入れるべくという、そういう趣旨から、この制度が生まれまして、独立性、合議制、それから専門家だけでない方々も入ったこの教育委員会の制度、そして中立、継続、安定という基本的な、そういうことを大事にして今まで60年進んできたわけです。

先ほど申し上げましたように、その中で運営の面ではいろいろのことも報道されています。西郷村でも絶対がないということは予見できないわけでありますので、あるかもしれないという立場に立って、いろいろこれからも努力をしていく必要が当然あるというふうに認識しておりますので、議員がおっしゃられましたこと、心に強く持って、またいろいろな方のご意見もいただきながら、教育委員会制度、国の成り行きを注視しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、道徳、徳育のことについてご質問がございました。現行の時間とか、どのような教材等を使いながら道徳教育しているんですかというご質問でございます。

昭和33年にそれまでのことを改正しまして、学習指導要領の中に道徳の時間というのを特設いたしまして、道徳の重視を図り、それから各学校において道徳の授業が、道徳の時間をかなめに教育課程、教育活動全般を通して行われてきているというのが、現状の道徳教育でございます。

時数は週に1時間ということで行われております。教材といたしましては、教科書はございませんので副読本という形で、それを教材の中心にしながら効果のある指導法をそれぞれの学校で工夫して現在行われているというのが、ご質問に対するお答えでございます。現状でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君。

○1番（佐藤厚潮君） 教育長の答弁で大体の様子があったんですが、現在、今道徳の授業で教科にしようという動きがありますが、教科にすることで条件があるということだそうですが、例えば教科にした場合、評価を数値化しなくてはいけない。また、教科書は検定の教科書を使用しなければいけない。それから担当の先生は、その教科の免許を取得しなければいけないという条件があるようですが、私は、その教科にしくなくても工夫次第で子どもたちに興味を持たせることや、そういうことを理解させるということが十分可能ではないかというふうに思っております。

例えば、以前西郷村の文教厚生委員会で東京世田谷区の道徳教育について視察したことがあります。そのときに、今ここにあるんですが、いただいてきたのが世田谷区のオリジナル教材です。この中の小学1、2年の教科書、3、4年の教科書、5、6年の教科書とあるんですが、この中には道徳に関すること、モラル、それから人の道などを書いたもの、その中に論語についても書かれてあります。私は個人的にボランティアで子どもたちに論語を教えているんですが、そういったものを活用して道徳の授業をつくるというのも十分可能だと思っております。論語については、皆さんご存じでしょうが、人の道、それから長幼の序、教えるばかりでなく人徳、仁の大切さ

というのも教えております。仁というのは思いやりの心ということで、弱い者を助ける、そういったことが大切だということを教えております。これはまさしくいじめをなくすための教育と言えらると思ひます。そういったものを取り入れて道徳の授業というのをつくっていただければと思ひておりますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員が申されましたように道徳教育、あるいは心の教育の一層の充実ということは、全く同感でございます。これからも大事にしていくべき教育の柱になる一つというふうに考えております。国で今、道徳の教科化ということが検討されておひまして、これも趣旨は道徳の授業を含めて道徳を充実したいと、そういう思ひは一緒のよう思ひます。ただ、教科化するということについてはさまざまな意見がございます。議員がおっしゃられましたように、私も個人的には、道徳を教科化しなくても、今のような道徳の学校の扱ひで十分工夫をしながら進めていけば可能なのではないかとひうふうに考えております。

道徳教育、本村におきましても、議員がおっしゃられましたように、その工夫の一つとして、子ども宣言を道徳、心の教育の進める際の大きな柱に各学校で取り扱ひていただいたり、あるいは昨年度、今年度、人権教育を西郷村の中で進めてまいりましたが、これも自分を大切に、他の人も大切にという、そういう根本的なことを柱にした人権教育を、2年間すべての学校、幼稚園において進めていただいたところでございます。このように道徳教育、本来道徳は、お話ありましたように人の生き方そのものでありますので、その生き方をどのようにしていくことがよりよいのか、そのことを押し付けではなくて、さまざまな体験なども通しながら、それぞれの人が感じたことを、さらに自分をどう高めていくかということでありまひますので、さまざまな方法を駆使してそのような心の教育、道徳教育を今後も進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君。

○1番（佐藤厚潮君） ただいまの答弁で、教育長のお考えはよくわかりました。

やはりこのふるさと西郷村で育ってよかつたとか、ここで教育を受けさせたいというように村民に思ってもらえるような行政を行うべきだというふうに、私も考えております。そのための今教材の話もしましたが、地元の題材を使った教材というのも検討していただければと思ひます。例えば白河市であるならば、松平定信をテーマにした教材を教材にしているようであり、西郷村であれば、例えば森要蔵という人のお話がありますので、そういったものを題材にした教材をつくるなど、そういったことも検討の余地があるのではないかと考えまひます。西郷村で子どもを教育させたいというふうに思ってもらえるような、そういった教育をお願いいたしまして一般質問を終わりにしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどお話申し上げましたように、個人的にはそのように考えておりますが、今、国で教科化ということで進めていまして、時期もかなり早まるということで進めています。そうになりましたときには、西郷村でもそのことをいろいろ検討していくことになると思います。多くの方々のご意見をいただきながら、議員お話のとおり、道徳教育、心の教育がさらに充実するようというところで、創意工夫していきたいというふうに思っております。

歴史の中での人のお話もございましたが、今回、国が構想しております副読本、教科書的なものですね。その構想では、偉人の取り上げ方なども数多くというようなことも構想されております。そういうこと含めてさまざまな道徳、心の教育を深めていくための創意工夫が大事だし、指導する側の体制も整えながら行っていくことが非常に大切というふうに考えていますので、そのようなことに力点を置きながら、どのようにしていけばよろしいのか、よく考えながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、11 番矢吹利夫君の一般質問を許します。11 番矢吹利夫君。

◇ 1 1 番 矢吹利夫君

1. 除雪等について

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 1 1 番矢吹利夫です。通告順に従い一般質問をさせていただきます。

今回の2月中旬の大雪により、中通りを中心に記録的な大雪となりました。このため、一般道路や高速道路の通行止め、鉄道運休、遅延等の交通障害が発生し、除雪作業や歩行中の転倒により多数のけが人が出ております。

また、県南各所では、雪崩、停電の被害が発生しました。

白河では降雪積雪が76センチと観測史上最大となり、そんな中で質問1点目の、今回の大雪に対して村としては準備態勢は行っていたのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 1 番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

今般の大雪に対しての態勢というおただしでございます。

まさに私も昭和55年のクリスマスの大雪以来、本当にびっくりするような2回の大雪でございました。今般これほど降るとは思っていなかったことも、そういった気持ちもございしますが、この除雪に対する態勢でございしますが、毎年除雪会議なるものを開催しております。これは雪が降る前に昨年11月末か12月の頭ですが、やはり除雪をしていただく除雪の機械を持っている、あるいはリースで、あるいはオペレーターがいるということで、18の業者と2つの行政区。この村の除雪計画があって、村道の担当の仕方ですね。これらを検討したものを説明申し上げて、そして協力いただくというふうな態勢をとっております。今般さらにこの気象通報、いろいろ出ましたので、通勤、通学等の問題に間に合うように、それから除雪のスタートの時間ですね、そういったことの打ち合わせをするために、職員も早朝に集合して、あるいは建設課のみならず他の課の職員、オペレーターがおりますので、そういった協力要請などをして態勢を整えていたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 1 番矢吹利夫君の再質問を許します。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

今、村長が通勤等に支障がないようにと言いましたが、朝方からかなり激しく降ったようで、その辺は天気予報等を分析して対応したのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 1 1 番矢吹議員のご質問にお答えします。

常に天気予報等をチェックしながら対応しておりましたが、当日の降雪予想では雨に変わるということでございましたので、本当に予定外で対応に苦慮いたしました。

また、警報等が朝方発令されまして、大雪は想定していましたが、それを超える大雪でございました。皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

業者も朝方までに一度除雪を行いました。議員おただしのおり、朝方からかなりの積雪がありまして、もう一度除雪を行ったところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 1 番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 確かに今回の雪は相当降りましたが、やはりそういったことも念頭に入れ、天気予報と気象の分析をして対策を練り、対応を考えてみてはどうかと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

議員のおただしのとおり、いろいろな方面から分析をして対応していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 現在はいろいろと技術も革新しており、昔とは格段に違い、気象予報なども正確に予想できるようになっておりますので、そういったことを念頭に入れ、対応をお願いしたい。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

最新の天気予報等を、そういったことも念頭に入れて対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 課長、こんなやつ持っていますか。

では続いて、質問2点目の村民から相談、問題点はあったのかについてお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

村民の皆様からは、道路が通行できない、通行しづらい、除雪が遅れている、歩道の除雪をしてほしい等の、多数ご相談がありました。

問題点としましては、過去に経験をしたことがないような大雪であったことから、分譲地の生活道路等に除雪が行き渡るまでに時間がかかってしまったこと、分譲住宅地では除雪した雪の置き場がなく、道路の幅が狭いためにすれ違いが困難だったこと、また動けなくなった自動車が放置され除雪に支障となったこと、多数ございました。除雪に対する要望も皆さん多種多様でありまして、車線拡幅のため同じ路線を何度も除雪したために、家の出入り口等に雪を残したり、大変なご迷惑をおかけしたことだと思います。ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。

今回の雪は、今、申されたとおり記録的な大雪で除雪に時間がかかったと思います。村民からの相談もかなりあったようで、実際それでは相談件数はどのぐらいあったのでしょうか。また、トータルどのぐらいの雪が降ったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

相談件数でございますが、記録が残っているものとしまして985件。同じ路線関

係でご相談いただいたり、また同じ方が何度も電話をいただいておりますので、1,000件以上はあったことと思います。

積雪量のトータルでございますが、2月8日から2月16日までで113センチでございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。

1メートルを超える雪は私もそうそう記憶にないので、除雪に関しては大変苦慮されたことと思います。確かに国道289号線、また県道小田倉増見線、また白坂停車場線もかなりひどかったようです。村道の除雪も行き届かなかったのかなと思います。ご苦労さまでした。

続いて、質問3点目なんですけれども、これも先日14日、同僚議員からもお話がありましたけれども、除雪計画または対策に関して考えはあるのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

今後の除雪計画、対策につきましては、今回の経験を踏まえまして、除雪路線の見直し、除雪の経路、除雪割り当て区間などを越えた連携、協力などで、雪捨て場等の確保など、こういったものを考慮に入れながら、工夫しながら計画をし直していきたいと思っております。

いち早く除雪が行き渡る体制を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

先ほど雪捨て場の確保ということでしたが、今回のような大雪では、確かに住宅地などでは雪をどこかに持っていかねばなかなか難しいと思います。何センチ以上になったらとか、そういう対策を具体的に考えていただければと思います。

また、関係機関の連携、協力ということですので、そういうこともいろいろ考慮して、除雪を行っていただける業者さん、ボランティアなどの方なども探り、いろいろ工夫して体制づくりに努めていただければと思います。

続いて、最初の答弁で18業者と2行政区。村の除雪機械で対応しているということでしたが、ところで、現在村の除雪機は何台あるのでしょうか。質問します。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

小型除雪ローダーが2台、大型除雪ローダーが4台、グレーダーが1台、手押しの除雪機が4台でございます。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

村の除雪機械は誰が運転し、どんな運用をしているのかお尋ねいたします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

大型除雪ローダー2台と小型除雪ローダー1台は、行政区のほうに委託してございます。グレーダー1台につきましては、業者にオペの委託をしてございます。その他につきましては、職員が直接運転しております。

また、手押しの4台の除雪機械でございますが、各行政区や学校、ボランティアなどに貸し出しし、運用しております。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。

それでは、各小学校、中学校と各地域に手押しの除雪機械等を配備したりして、先ほど言いましたが、いろいろ協力していただける方を探したり、新しい試みなど除雪ボランティアをホームページ等で募集するなど、いろいろ工夫して前向きに考えていただければと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 小型除雪機につきましては、今回かなり有効でございましたので、必要性につきまして前向きに検討していきたいと考えております。

また、各地域で除雪協力していただける方などの受け入れや協力体制などについても考慮に入れながら、いろいろな方策を練って検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問します。

今回のような大雪が予想される際は、やはり建設課だけではなく各課、関係機関、地域の人が連携して取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

今回につきましても、雪対策会議を立ち上げておまして、定期的に情報共有等対策について協議いたしております。

また、自衛隊、県、家畜改良センター等にも応援を働きかけておまして、今回の大雪というのは雪害であったのではないかと考えております。災害対策本部の要請等も考慮に入れながら、各課、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） こういった非常の際は、本当に地域の力、住民の皆さんの協力、援助、そういったものが最終的には強力な力を発揮すると思いますので、こういった方々などを村が拾い上げ、一緒に協力してやっていく、こういうことが村づくり、人づくりであると思いますので、大事にしてやっていただきたいと、そう思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第7、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

◇ 14番 後藤 功君

1. 教育行政について

○ 14番（後藤 功君） 14番、みんなの党の後藤功でございます。

質問に早速入りたいと思います。

まずはじめに、村長にお尋ねします。今回、村長選挙が行われたわけでありますが、この選挙に限らずすべての選挙において、村長部局の一般職員が地方公務員法に抵触するような職員がいた場合、どのような措置を講じられるか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えします。

地方公務員法に抵触した場合は、法にのっとるということです。それしかありません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の再質問を許します。

○ 14番（後藤 功君） 次に、今、村長にお尋ねしたと同じことを、教育委員長にお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） ただいま村長さんがお答えくださったのと、私もまったく同じでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○ 14番（後藤 功君） それでは、これより順を追って質問してまいりたいと思います。教育委員長にお尋ねします。教育長は一般職か特別職かについて伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） 不慣れなものですから、大変申しわけありません。

一般職でもあり特別職でもあるというふうに伺っております。ただ、私も本当に詳しいところまでは勉強しておりませんで、勉強不足な点は申しわけなく思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○ 14番（後藤 功君） ただいま、一般職でもあり特別職でもあるというようなお答えをいただきましたが、これは、私も実は同じような、特別職なのかなというふうに従来そう思っておりました。しかしながら、よくよく調べてみると、教育長は一般職であるとはっきり地方公務員法でうたわれているんですね。

そのことでまずまた伺いますが。

教育長に伺います。

平成26年の2月25日午前7時30分頃から午前9時30分頃まで、西郷村大字真船字折口原26番地にいたことが確認されていますが、その事実と相違ございませんか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

相違ございません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 間違いないということでもありますね。

それで、教育長は一般職であると、そう法律にも書いてありますね。そういうことになる、その前に、教育長のこれは事務方、学校教育課長にお願いしたいんですが、当日の出勤命令を、教育課、それからそういう命令簿を、休暇願とか、それを今ここで出していただきたいんです。確認をしますから。休みだったのかどうか。勤務中なのかどうか。とってければわかるでしょう。

議長、ちょっと休議にして。

○議長（鈴木宏始君） 資料請求という……

○14番（後藤 功君） 資料、資料。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時50分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時53分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時53分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時19分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（高橋廣志君） 14番後藤議員のご質問にお答えします。

教育長の出勤簿の提出、求められましたけれども、慣例により、教育長の出勤簿は付けておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 慣例によるというお答えであります、その慣例というのはどういうことですか。これは今に始まったことではない、教育長制度というのができて以来なのか。最近はそういうことをやっていないのか、その辺をご説明ください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員にお答えをいたします。

出勤簿の件につきましては、平成15年4月2日に教育長を拝命いたしました折に、それ以前校長をしておりましたので、出勤簿は当然あるものというふうに思っておりました。その中で、引き継ぎの中で慣例で出勤簿は付けないということでありましたので、そのように続いてきておりました。ということでご理解いただきたいと思いません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、慣例で出勤簿は付けていないということなのですが、これ、前段で教育長は、私は一般職であるとはっきり申し上げましたが、一般職であるならば、当然出勤簿、そういう管理はされていると思うのが、普通常識ですね。教育長だけがそういうことをなされていないと、そのことについて私は、要するに、職場という一つの管理上、そういう出勤簿も付けない、何も付けないとすると、これが果たしていいのかどうか、許されるのか。今まではそういうことなら元には戻せませんが、我々議会議員も、議会に出席するには当然出勤簿というのに判こつきますね。特別職であっても。それが教育長は一般職であるにもかかわらず、そういう曖昧というか、一つの職場の服務規律とか、そういう規範からいったら、非常に何たることなんだと、私は思います。そこのところを、今まではそういうふうであったなら、私が今出勤簿をどうのこうの確認するというものも、これ以上言ってもらちが明かないですね。

今後、こういう教育長自身の出勤簿のあり方とか、執行者であられれば、教育部局の職員、村長なら村長部局の職員に対して、自分はそういう、村長は特別職だからいいけれども、教育長は一般職だと、それは部下に対して示しつかないでしょう。今後、これからどういうふうに分身の出勤簿の管理とか、そういう記述はきちんと、私はなさなければならないと当然思うんですが、その辺の考えを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

特別のことがなければ、教育公務員法等で特別のことがなければ地方公務員法で教育長ということで記載されていますので、一般職、議会の同意を得るということでは特別職、両面をこう割って、何か複雑な立場であるのも確かで、拝命したときにそのことがあって、そういう慣例なんだなというふうに思い込んだ節もございます。今、お話ありましたように、服務や給与の証としての出勤簿という性格も持っていますので、そういうことにつきましては、私の服務等のことについての指導は教育委員会というふうになっているので、教育委員会にもよくご相談申し上げて、出勤簿はあったほうがいいのか、そういう趣旨で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長の答弁、それは教育委員会の管理されているということですね。まったく同じことを教育委員長に伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

教育長の出勤簿については、つくることについてはやぶさかではありませんので、（不規則発言あり）ここでつくりますということではなくて、教育委員会委員の合議で、そのような方向に持っていきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この出勤簿の管理、そのことについては、これ以上やってもらちが明かないということでもありますね。それで、ただいまそういうようなきちんと今

後はなされるということで、一応納得します。

それで次は、教育長が要するに2月25日、詳しく言えば、ここにおられる佐藤正博村長の出陣式に行かれたと。冒頭で何時何分かということで、教育長もそれは認めておられるということなんですね。このことは、私は教育長の身分が一般職地方公務員であると。その前提に立てば、地方公務員法に触れるんですね。この地方公務員法には、政治的行為の制限ということで第36条、職員は、政党その他の政治的団体の結成に参与し、もしくはこれらの団体の役員になつてはならず、または、これらの団体の構成員となるように、もしくはならないように勧誘運動をしてはならない。2番として、職員は特定の政党その他の政治的団体または特定の内閣、もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、またはこれに反対する目的を持って、あるいは公の選挙または投票において特定の人または事件を支持し、またはこれに反対する目的を持って、次に掲げる政治的行為をしてはならないと、こういうふうに、要するに公務員はそういう特定の政治的な行為をしてはならないということでもありますね。そういう法律が歴然とあるわけです。そうすると、今回の教育長のとった行動は、私は甚だ遺憾であり、また教育長という、まして子どもたちにその模範とするべきそういう最高の執行者である教育長が、軽率にもそういうことを、そこまで深く考えたかどうかはわかりませんが、結果的に非常に私は残念な行為だったなど、このように思うんですが、教育長の今回の行為はどのように自分自身は受け止めるのかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 公務員のことについてのお話でございます。

公の場に公の職につくという公務員のあるべき姿を後藤議員が今お話しになったとおりだというふうに思っています。今回のことにつきまして、私はそこにありますように、今言われたような根底にありますように、選挙運動をすとかそういう思いではなく、その場にいたということでございます。個人の立場とかいろいろあると思いますが、そういうことでおりました。ただ、今お話ありましたように、それはやはりよくないことではないですかというお話でありますので、公の立場ということを考えれば、そういう疑義をいろいろ持っていただくようなことにつながるということを考えれば、そういうことをそのとおりというふうにも思います。

したがいまして、よくその辺のことを考えて行動したいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長も、いわば軽率だったというか、私の指摘に対して反省の弁というようなふうにも私は受け止めました。これは教育長に限らず、一般のすべての公務員は、やはりそういう政治的な中立ということをきちんとわきまえて行動していただきたいと、このように私は思います。

それで、また次の質問に移りますが、実は私が中学生の海外派遣事業についていろいろこの議会でたびたび取り上げておりました。それで私のみんなの党通信ということで先日、2月ですね。議会報告を出しました。それで、私は本当に皆さんいろいろ

な声が寄せられました。ちょうど選挙中であつたものですから、私も直接電話は何本かとりましたが、留守で、そして留守の者に聞くと、そのことに対していろいろ問い合わせ、議員さんいないのかとか、こういうことなんですと、そういう話。あるいは手紙も参っております。そういうことで、おおむねやはり皆さん、この事業に関して非常に問題であると、実はかれこれこういうことがあるんですよと、そういうことを後藤議員の言っていることが、非常によくぞ、結果的に、言ってくれたと、この教育行政に対してあまりメスを入れた事例がないと、そういうお褒めの言葉もございます。それから、反対の意見ももちろんありました。これは行った人がいじめに遭うんじゃないかと。私はその折、決してその生徒のいろいろそういう個人の名前を挙げたとか、行った人が悪いとか、行かなかった人が悪いと、そういうことを言っていることじゃないと、はっきり申し上げましたが、中にはそういう意見もありました。

その中で非常に重大な、これはここで話していいのかわからないけれども、またこれ教育行政の中の一端なんでしょうね。私が従来からこの教育委員会、そういうことに懐疑的で意見を持っております。それから大阪市長の橋下徹市長なんかも、教育委員会というのは、これ一方的に申し上げて申しわけないけれども、伏魔殿のようだ。田中真紀子さんが外務大臣になったとき、外務省の中には伏魔殿が住んでいると、そういうことをおっしゃいましたが、まさにこの日本の西郷村教育委員会だけじゃない、日本の教育委員会というのが、非常に不審の目で見られていますね。その一端を私はその手紙の中で非常に赤裸々な、何と書いていいか、まさかというようなことが書いてありました。これは一つの事件となるような贈収賄の何かそういうあれになっちゃうんじゃないかと。それから二、三年前に大分県の教育委員会でいろいろ逮捕される事件があつたとか、そういうような類いの何かドロドロしたものがあるんだと。これは私はこれ匿名でございまして、いろいろ申し上げることができないんですが、それから個人情報もあります、もちろん。そういうことを私にとってはその現場にいたわけではないですから、推測の域は出ないんですが、非常に不透明な人事のやり方があるんだと。その中に書いてあることは、小学校の校長先生だった人が中学校の校長先生にいきなりなっちゃつたとか、その裏にはこういうことがあるんですよと、具体的に書いてあるんですね。私もわからない。今までそういう人事とか、そういうことがわからないので。しかしながら、そういう現職の教員あるいは退職なされた教員がそういうことを言ってきている。何かそこに深い何かがあるんじゃないかと。そういう問題を抱えているというか、私はもっと教育行政というか、そういうものに対してあまり一般の世間のそういう組織運営なり、そういうことよりは、教員は聖職者であるというようなそういう見方をすれば、そんなことはあり得ないんじゃないかという考えを持っていますが、とんでもないことなんだなと。あるいはいろいろな人に聞くと、あれはもっと普通の一般の社会のそういうことより、もっとあれなことがあるんだというような話も聞いております。

しかし、これはやはりそういうことを聞いた以上、私も今後いろいろなことについて住民の代表である議会議員としては、個々のそういう個別の何か不祥事というか、

そういうことに対しても今後はそういう目で厳しく監視していかなければならないなど、このような思いに、至った次第でございます。そういうことに具体的にどうのこうのというのは申し上げませんが、そういう声もあるということ、責任者は十分お含みおいていただきたいと思います。

それで、中学校の海外派遣事業、これも皆さんおっしゃることは、要するにその選抜方法にもやはり問題があるんだと。具体的に有力者が要するに推薦、例えば「家の子頼むよ」とか、別な人の「あの人頼むよ」と言うと、そういうことが自動的にそういうふうになっていっちゃうシステムがあるんだよと。これも考えられないわけではないですね。私はもう少し、もともとその事業そのものに私は懐疑的ですけども、申し上げれば、海外研修にしてもそういうことがないような、全員を対象にすれば、そういう誰を選んだとか、外れたとか、そういうことはないんですよ。修学旅行みたくね。そういうふうにとったらいいんじゃないですかと。海外が無理ならば、国内のそういう先ごろ、昨年、佐渡のリフレッシュ事業をやって、全員参加させたと。非常に子どもたちも喜んだと、そういう成功した事例があるわけです。だからこの辺で、やはりこの海外研修事業というのもよく再検討して、いろいろな角度から練り直したほうがいいと、そういうことがこれは皆さん鬱積したことが父兄や生徒がだんだん積み重なっていくと、これはどうなっちゃうんでしょうね。たまたま私がチラシを出した、あるいはこの西郷議会でこれが問題になっていますよということが問題提起されて、では、今までこれはもうしょうがないんだと、そういう諦めムードで皆さん来たけれども、ここに来て、議会でも問題になっているだと、そうなる、やはり正直な言葉、声を寄せて来るんです。そこにやはり行政の執行者はそういうことが、いや、ただ今まで通じてこれをやればいいんだと、そういうことじゃなくて、もう少し皆さんのそういう思いというものを斟酌して、それが一番いいのはどうなんだと、それをやはり議会議員なり皆さん、いろいろな各界各層、もちろん保護者、政党、いろいろなそういうことでオープンに揉んだほうがいいんじゃないのと。こういうことに対して教育委員長、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

後藤議員の、村民の声を私どもにいろいろな声があるんだということをお届けいただきましたことに、感謝申し上げたいと思います。

海外派遣事業についてですけれども、これは前回にも申し上げましたけれども、次の時代を担う子どもたちを育成するという、しかもこのグローバルな時代に海外で若いうちに感性を磨き、視野を広め、英語が話せるとか、そういうことも含めて海外での研修をさせたいという思いから、これはスタートしたものでございます。

私どもも全員行けたらいいなということは理想としては持っております。ただ現実問題、なかなか全員というわけにはいかないということも、この前お話したとおりです。

参加する子どもたちの選抜に問題があるというご指摘でしたけれども、今までの記

録を見ますと、第1回から5回までは抽選をいたしたことがありました。でも第6回以降は抽選はしておりません。希望者全員が参加ということになっております。

義務教育ですから、どの子にも同じ権利があるということで、経済的な理由とか、その他のいろいろな理由で子どもたちに差を付けることはなく、この募集についてはあくまでも公募という形をとらせていただいているわけです。

参加できなかった方にはそれぞれの理由も、希望を出さなかった方ですね、いろいろあると思うんですけども、ぜひ後藤議員、皆さんの声をこれからもお届けいただければ、それを私ども、これから参考にさせていただいて、できるだけいい事業に育てていきたいなというふうに思っているところです。

なお、教育委員会の中では、今後どうしようかということに参加した子どもたち、それから保護者の方々に直接、それからアンケート等で意見を聞いております。そういうことも生かしながら、今後の見通しといたしますか、理想としては1年生全員、ブリティッシュヒルズで英語での生活を経験させることができないだろうか。それから2年生になったら、近く、東南アジア、中国、近隣ですね、外国といっても近くのところで経験、研修させることができないかどうか。それから3年生になったら本当に英語圏ですね、そこに、アメリカとか、例えば、そういうところに派遣して研修させることができないだろうかとか、いろいろ今後どうしたらいいかということも考えているところです。

ぜひ、広い視野、観点からご助言をいただければありがたいと思います。

なお、伏魔殿ということについてお話ししますが、教育委員会も傍聴席を用意してございますので、ぜひご出席いただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育委員長、この前の答弁とあまり変わらないんですが、伏魔殿というのは非常にきつい言葉でありまして、魔物が住むんだと、知らないところでいろいろな陰謀やそういう企みをやっているところと。それがそのまま私も必ずしも教育委員会が絶対そうであるに違いないとは思わないですけども、一つの言葉のそういうあれで言ったわけですが、教育委員長さんも、いろいろ私がそういう父兄や子ども、さまざまな声を届けたと。これ前にも申し上げましたが、その一つの事業というのが既得権化しちゃって、1回立ち止まってどうなのかなというそういうことができなくなっていますよね。それを延々と検証もしないで続けちゃうと。これ役所の場合はほとんどそうなんです。5年も6年もこの事業に、例えば補助金を付けてずっと積み上げたりとか、これ企業だったら、その年、年のそういう損益計算によって、これ赤字いつまでもだめだ、その時代にそぐわなくなったらすぐバッサリ切って、次の事業に振り向けろと。そういう企業のメリハリある、もちろん経営ですから、会社はそんな悠長なことっておれません。

しかし、役所は一度そういう事業をやると、なかなか一つの取得権化しちゃって、我々がいくらそういうことを言っても続けて来たんだからいいんだわいと。しかしこ

れ納税者にとってはたまらないですよ。そういうそこに問題があるとすればなおさら。ですから私は、以前からも言っているように、これ菊地前村長時代から、私言っているんです。いろいろ問題あるぞと。しかし決まって「こうやって来たからこうだ」と。そういうことによって、今おっしゃったブリティッシュヒルズに皆さん英語の研修。だからそれはそれで一つの私が言ったそういう手前みそになりますけれども、それが一つの成果となって、そこに一つの考え、新たにそういうことをやっている、これは一つの成果だと思います。

何事も仕事ですから、まったく私も否定するつもりはございません。皆さんのその努力は当然認めますが、いろいろな教育一つとっても、ただ村長も、華やかな一つの選挙の公約というか、そういうことで国際交流に力を入れるんだと、そういうことを聞けば、その言葉自体は確かに響きがありますよ。本当に国際交流、このグローバルな社会にあって、みんな国際化して英語もしゃべれるどうのこうの、もちろん私もそれは必要だと思います。まして、この経済がグローバルスタンダード、平準化されて、その中で闘っているわけです。

先ほど佐藤厚潮議員が言われた道德教育、これなども、私も、非常にやはり日本の教育としてこれは今までないがしろにされてきた。しかしながら、一つの道德、そういう規範というものを子どものうちからきちんと教えることが重要じゃないかと。佐藤厚潮議員、立教志塾かな、櫻井よしこ先生の白河講演会のほうに私も1回行っている。いろいろ話を聞いた。あの方もそういうことを、そういう系譜の流れでそういうご意見を言ったんだろうけれども、私も全く同感でありまして、だからそういう華やかというか見ばえのいいことばかりじゃなくて、実は教育の本質的なものというのは、やはり日本古来の持っている文化、それからいろいろな武士の教えとか、そういうものをきちんと教えていくことが大切だと、基本的に。むしろそういうことからきちんとやっていくべきだということが、私の持論なんですよ。だからそういうことを含みおきながら今後の教育行政にやっていただきたいと、このように思います。

それで財政課長にちょっと何うんだけれども、村長、以前、絵画を買いましたね、400万円。教育長の当時説明では、趣旨説明の中に、広く子どもたちにそういう美術、そういう画伯の絵を見せてあげたいんだと。私が、ではそれどこで見学するんだと言いましたら、西郷村では美術館も何もないと。そのことについて教育長は各学校の校長室の見学をして、生徒なりに見せてあげたいと。それはそれでちょっとやったかもしれない。しかし今、村長室に飾ってありますね。だからその最初の広く一般村民、あるいは子どもたちにそういう美術のそういうものを引き出そうという趣旨からいって、何だ、では最初から村長室に飾る絵だったんじゃないのと、今飾ってありますから。そうすると財政課長、これは教育予算で買っておられますね。ということは、何で村長室に飾るんだったら、教育予算から出すことはなかったんじゃないかと。予算的にはこれどんぶり勘定で、項目、教育長予算、我々がこれ審議して幾ら幾ら、総務課の予算だとか、そんなの関係ないんじゃないのと。これ教育長部局に飾ってあるならまだしも、その辺の見解、どう考えているのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 今の絵画の購入の件でございますけれども、室井東志生先生の美術展を開いた中で、そのきっかけとして、当時400万円の絵画を購入したということでございますけれども、今、村長室に飾ってあるということについては、日本画ということで、いろいろ管理面で何と言うんですか、エアコンのきいた、やはりそういうところで管理するということで、それで村長室に飾っているかと思えます。実際、この利用については、美展等で毎年おそらく展示されているかと思えますけれども、今後もそういった機会を捉えて村民のほうに見てもらいたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 財政課長、村長室に掲額したのはけしからんという意味だな。私、問題なのは予算執行上、教育長の教育部局の予算で、何で村長室の絵を買うんだと。それなら教育長の予算じゃなく村長部局のその予算で買ったらどうなんだと。要するに結果的にどうでもいいようなことでしょう。予算審議の折、我々は教育長のかれこれに幾ら、あるいは土木予算が幾ら、それからいろいろな農政課が幾らと、そういうことで審議していたわけです。ところが教育予算で買って村長室に飾るんなら、別でしょうと私は言いたい。その辺もう一回どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまの村長室に飾ってあるという件でございますけれども、文化センターも（不規則発言あり）予算執行上は美術品ということで、当時教育予算、生涯学習課の予算で購入したという件だったと思えます。それは教育予算で購入についてはそうではないかと私は考えております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題はちがいが明かないよね。ただ、私も議員として素朴な、要するにおかしいんじゃないのということで、これ買っちゃってもう何年も経つから、それは仕方がないけれども、そういう一つの予算執行においてもきちんと科目、いろいろその項目、その中で購入するときは説明されているわけですよ。ところが、いざ掲額されているところはまったく別なところだったと。だったら、違うあれで買ったらいいだろうと、そういう私なりの素朴な疑問でただしたわけですよ。このことはそれでいいですけども、時間がもう来ちゃいました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

ここで議長よりおはかりいたします。

放射能対策特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

放射能対策特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程の上程

○議長（鈴木宏始君） 追加日程第1、放射能対策特別委員会委員の選任の件を議題にします。

放射能対策特別委員会委員の定数は16名となっており、正副議長を除く議員全員が所属することとなっております。そこで委員会条例第4条により、佐藤厚潮君を放射能対策特別委員会委員として指名したく、おはかりいたします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、1番佐藤厚潮君の放射能対策特別委員会所属は決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

当初予定されていた3月19日の一般質問は、休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（正午）